

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

地元大学・学生・大学発ベンチャーと連携したＩＣＴ人財創出アントレプレナー
アカデミー計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

群馬県太田市

3 地域再生計画の区域

群馬県太田市の全域

4 地域再生計画の目標

4－1 地方創生の実現における構造的な課題

本市の産業は、輸送機器関連産業に大きく依存している。

主要企業の主力工場から一次下請け企業まで、関連企業の多くが太田市内に事業所を構えており、本市生産額の48%を輸送用機械が占め、輸送機器関連産業の動向が市の税収にも大きく影響する状況である。

近年、輸送機器関連産業は世界的なEV化の流れが加速しており、従来のエンジンや工藤関連部品など、EV化に伴ってティア1をはじめとして不要となる部品生産の割合が大きく、今後長期にわたって影響があることが予想されている。群馬県はEV化に伴って自動車部品の出荷額が落ち込む度合いを示すEVショック度が全国1位になるなど、輸送機器関連産業一本足の産業構造からの脱却は喫緊の課題である。

また、RESASの労働生産性分析によれば、本市の輸送機器関連産業の労働生産性は全国145位となっており、全国平均を大きく下回っている状況である。短期間での劇的な産業構造の転換は困難であることを踏まえると、人口減少社会において既存の産業を維持するために、労働生産性の向上は必要不可欠である。経済産業省の自動走行IT人材戦略では、今後の自動車産業におけるICT人材の必要性和、国内における自動車工学とソフトウェアエンジニアリ

ングの両方を担える I C T 人材の不足が指摘されており、本市においても同様の状況にある。

これらの状況を踏まえ、本市では、将来的な輸送機器関連産業への依存度の低下と、直近の輸送機器関連産業の生産性向上を図るため、小資本で場所を選ばない I C T 関連産業の創出と、 I O T に絡めた既存の製造業の生産性向上の実現を目指したい。

一方で、現在本市においては、 I C T スキルを活用して上記の課題を解決できるような人材は限られており、そういった人材を育成する場も指導者もない。また、長い期間をかけて醸成された製造業中心の受身の労働者気質があり、自ら変革を起こす風土に乏しく、新たな産業の創出の礎となるアントレプレナーシップも乏しい状況である。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

本市はスバルを中心とした企業城下町である。本事業では I C T 人材育成指導者を養成することで I C T スキルを長期的なスパンで学べる仕組みを新たに構築し、 I C T 人材を安定的に供給できる体制を整備することで、 I C T を活用して生産ラインの自動化等、既存の製造業の生産性向上を促すとともに、 I C T を活用した新たな価値の創造を促す。また、地域の課題を I C T スキルを活用してビジネスとして解決する起業家を育成し、将来的に本市における新たな産業の創出を目指す。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2020 年度増加分 1 年目	2021 年度増加分 2 年目
I C T 指導者人材のストック数（メイン講師ができる登録者数）（人）	0	15	30
ビジネスコンテストに応募した学生数（人）	0	3	10
ものづくりイノベーションセンターにおける起業家教育事業イベント	0	15	20

ト開催数(回)			
本事業に係る受講生作成のスマホ アプリの配信数(数)	0	10	20

2022 年度増加分 3 年目	K P I 増加分 の累計
50	95
15	28
25	60
40	70

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 の③のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

地元大学・学生・大学発ベンチャーと連携したICT人財創出アントレプレナーアカデミー事業

③ 事業の内容

本事業では、ICTスキルを長期的なスパンで学べる仕組みを新たに構築し、ICT人材を安定的に供給できる体制を整備するとともに、新たな産業を促すためのアントレプレナーアカデミーを創設する。そして、県内事業者で作るコンソーシアムを中心に群馬大学プログラミングサークルPPP-Cの学生を本事業を通じて育成し、人財としてストックすることで、本市の課題である既存の製造業の生産性向上を促すとともに、ICTを活用した新たな価値の創造を目指す。

1. 推進主体の構築（地域人財の育成）

産学官金で事業の担い手である地域の人材による協議会を構築する。地域人材を育成するために協議会を中心にワークショップを通じたプログラミングカリキュラムを策定する。下記3つの事業を継続的に運営するための事務局として5年のスパンで人財を育成していくための体制を整える。

2. 継続的なプログラミング講座の開催

従来の単発講座だけではなく、継続してプログラミングを学べる環境を整える。ロボットプログラミング講座を連続で開催するほか、論理的な思考を養うプログラミング連続講座を半年間程度かけて実施することで、次世代人材のストックと起業へ向けたハンズオン支援を実施する。小学生向け講座については学生が指導者として参画する。

3. ICT教育普及啓発事業

プログラミング事業においては各種ICT教材に触れることができるICTイベントキッズクリエイティブチャレンジイベント（スタッフ50人規模）を2日間開催し、多くの市民に関心をもってもらうほか、普及啓発講座を複数開催することで、市民にICT教育の必要性を理解してもらう。また製造業におけるIoT活用内容を知る機会を作り、プログラミングによる生産性向上における実際の活用例を学ぶ。

4. 課題設定講座

ICT関連の起業を促すために、継続的なプログラミングに加えて課題設定能力を身に着けることを重視し、社会課題を発見し、課題をIT技術によって解決できる能力を身に着けることを目途とし、継続的に課題設定とトライ&エラーを繰り返す授業を半年間のスパンで実施していくことで地域の課題を発見できる能力を養う。レベル別、年代別にプログラミングカリキュラムを作ることによって一過性に終わらない仕組みとして市がICT技術者を養成するアントレプレナーアカデミーとして位置づけ、継続して開講する。またストックした学生人材が継続的に本市と関わりをもつように定期的にイベントを開催し、関係人口として取り込んでいく。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

初級プログラミング講座については参加者からの負担金のみで自走できるようにするほか、中級以降については参加者の負担金と企業版ふるさと納税を十分に活用することで財源を確保する。事業における箱については行政が用意し、本事業を通じて指導者（人）を育成することで人、物、金が揃うほか、事業に賛同するパッションのある企業を太田市アントレプレナーアカデミー運営協議会が中心に募ることで、本市の第3セクターである「産学官連携ものづくり研究機構」が事務局を構える群馬大学太田キャンパスを人・物・金・情報が集まるプラットフォームとする。

【官民協働】

現役エンジニアや大学サークルを中心に大学発ベンチャー企業がとりまとめで入ることで、産学官の連携ができるほか、市は様々な規模の事業者を繋ぎ合わせる役割を担うことで各自が得意とする分野で分業し、事業の実効性を担保する。

また企業版ふるさと納税の寄附を通して、事業が継続的に実施できる仕組みを作る。

【地域間連携】

群馬県の発信力を活用して積極的に周知をするほか、県が関連する民間表彰イベントについては一つのベンチマークとして本事業の参加者が参加し、ステップアップできるような仕組みを創る。

【政策間連携】

幅広い年代のプログラミング人材をストックすることでICTスキルを使って直接的に事業の効率化を図るほか、アナログで進捗していた事業にICT人材の視点をいれることで新しいビジョンを描くことができる。またアントレプレナーシップを養うことで地域課題を設定し、起業家として解決できる。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

下記のとおり構成された外部組織により、毎年度末にK P I の達成状況と事業の進捗状況を検証し、P D C Aサイクルによる事業見直しを行う。

【外部組織の参画者】

- ・一般社団法人なでしこ未来塾
- ・一般社団法人ジョブラボぐんま
- ・関東学園大学

【検証結果の公表の方法】

外部有識者における検証内容や事業の経過・変更については、毎年度市HPにより公開とする。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】
総事業費 19,475 千円

⑧ 事業実施期間

2020 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5－3 その他の事業

5－3－1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5－3－2 支援措置によらない独自の取組

該当なし。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2023 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7－1 目標の達成状況に係る評価の手法

5－2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7－2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4－2に掲げる目標について、7－1に掲げる評価の手法により行う。

7－3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5－2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。